

### 事例3 親族による支援が難しくなってきた精神障がい者

相談者：地元社会福祉協議会職員

相談内容：保健師より地元社会福祉協議会に相談があった精神障がいのある独居男性。本人は以前より交際のあった女性からの借金の申し出を断ることができず渡してしまうため公共料金等を滞納することが判明。同じ市町村に在住の兄夫婦が本人の通帳を預かり、生活費の管理を支援しているが、長年の関係で兄夫婦が言うことに従わない傾向にあることや、兄夫婦に預けた現金を使われたと被害妄想的になることもあります、第三者の介入が必要となっている。本人による計画的な金銭管理は難しいため、日常生活自立支援事業を利用したい。

本人の状況：60歳代／男性／統合失調症・糖尿病／精神障害者保健福祉手帳2級／障害程度区分2(居宅介護(ホームヘルプ)週3回、訪問看護週1回、配食サービス週3回、通院(精神科・内科)月1回)／持ち家・独居／厚生年金・障害年金／結婚歴なし  
両親は死去。兄夫婦が同じ市町村に在住し、本人の金銭管理、食材の購入等を支援。

支援内容：生活支援員定期訪問月2回

①福祉サービス利用援助

- 定期的な訪問を通じ手続き等の相談・助言

②日常的金銭管理

- 年金の受領確認
- 支払い済みの領収書整理、請求書確認
- 預金の払戻しや預け入れ、支払い手続きなどの代行、生活費等の袋分け
- 通帳記帳による自動振替、残高確認
- 地元社会福祉協議会での通帳の預かり

#### ●契約締結までの経過

時期	本人の状況と支援経過
事前の確認	<p><b>[交際のあった女性との金銭のやりとり]</b></p> <p>交際のあった女性は他市町村に在住。女性から借金の申し出の連絡がある度に本人は女性に送金していた。お金の送金に困った本人は女性からの電話を着信拒否していたが、寂しさで、本人から女性に連絡することがあった。</p> <p>また、その女性は、本人の年金支給日にあわせて、意図的に本人宅に来てはお金を要求し、本人もそれに応じてしまうため、公共料金等の支払いができずにいた。</p>
初回訪問	<p><b>[事業内容の説明、本人の生活状況確認]</b></p> <p>相談者、保健師同席のもと、初回訪問。事業説明を行い、利用意思を確認する。事業の利用を勧めた保健師を信頼しており、「Nさん(保健師)が言うならやるよ。」と快諾される。</p> <p>本人に金銭管理の状況を確認したところ、月5千円のお小遣いに不満を持っており、兄夫婦が支援する以前は、本人が生活費を管理し食材を購入していた話を持ち出し、「やっぱり、自分でできるよ。」と事業利用に難色を示す。</p> <p>そのため、兄夫婦に金銭管理の支援を受けることとなった経過について本人と確認する。自分で金銭管理をしていたが、交際のあった女性からの借金の申し出を断ることができず、公共料金等を滞納したため、兄夫婦が支援してくれるようになったことについて説明。しかし、兄夫婦による継続的な支援は難くなってきたので、代わりに日常生活自立支援事業で支援できることについて説明すると、本人は「そうだな、お願いします。」と利用意思を示したので利用申込書に署名してもらう。</p> <p><b>[生活状況、サービス利用状況確認]</b></p> <p>統合失調症や糖尿病の服薬については、服薬カレンダーどおり、きちんと飲めており、病状も安定している。また、ホームヘルプや訪問看護等福祉サービスの利用に満足しているが、通院先で実施されている「当事者の集いの会」への参加については他の参加者の年齢が若く、話が合わないことを理由に参加を拒否。そのため、日中は自宅で一人でテレビを見たり、音楽を聴いて過ごしている。</p> <p>食材の購入については、義姉(兄の妻)が支援しているが、食材費を本人に渡すと女性からの借金の申し出に応じるおそれがあるため、引き続き兄夫婦の協力を仰ぐか、ヘルパーによる買い物支援を利用するか検討することにし、次の本人への訪問の前に兄夫婦と面談を行えるよう、保健師に調整を依頼した。</p>

2回目の訪問  
〔2週間後〕

## 〔本人の近況について関係者間で確認〕

保健師同席のもと、本人の兄夫婦宅を訪問し、本人の状況を確認する。

本人は兄夫婦宅にタクシーで訪問では、「煙草代がなくなった」と言うので、お金を渡すが、タクシーを使うとお金がすぐになくなることについて助言すると「俺が死んでもいいのか。」などと被害妄想的な態度になる。試しに煙草代を1か月分渡したことあったが、10日くらいで使ってしまっていた。

また、兄夫婦が不在の際は、お金がないと、近所の人からお金を借りていたことがあった。

反対に、1ヶ月お小遣いの範囲内で遣り繰りできることもあり、その際に頑張ったからと、兄がカップ麺やお菓子を本人に差し入れたが、またもらえると思い込み、自分で食材を買わなくなってしまうことがあったため、対応の難しさを感じたことだった。

兄夫婦としては、本人の小遣いの増額等の要望や被害妄想的な言動から、金銭に関わる支援を拒否したい意向だった。そのため、食材を購入している商店に請求書による代金支払いを依頼することを検討することになった。

## 〔本人宅を訪問〕

利用意思を再確認したところ、「お金が自由に使えなくなるしなあ。」と事業利用に難色を示す。「お金で困っていることは？」と聞くと、「兄がなかなかお金をくれない。」と言うため、「このサービスを使えば、お金を定期的にお渡しすることができますよ。」と伝えると、「そっか。じゃあ、やるよ。」と安心し、利用に同意される。そこで、契約締結判定ガイドラインを実施したところ、質問にはきちんと答えるが、本人が飲酒していることもあり、話が脱線しがちのため、次回の訪問時に、契約締結判定ガイドラインを再実施することにした。

3回目の訪問  
〔1ヶ月後〕

## 〔契約締結判定ガイドラインの実施〕

契約締結判定ガイドラインを実施。質問に対して終始落ち着いて返答し、契約締結能力に問題はなかったため、契約に向けて準備を進めることとした。また、支援内容や担当する生活支援員について説明し、了解いただけた。

サービス  
利用開始  
〔1ヶ月半後〕

## 〔生活支援員による支援開始〕

利用契約締結日と同日、初回の支援を行う。

生活支援員が訪問し、本人と1ヶ月の収支について相談。金融機関にて払戻しの手続きをした後、本人宅に戻り、預金から払い戻した1か月の小遣い、通院費を袋わけして本人に渡す。また、小遣いの使い道を確認するため、領収書を保管するよう依頼した。

3ヶ月後

食材を購入している商店への支払は順調に行なわれている。また、領収書を保管しているため、内訳がわかるようになってきており、生活費の範囲内で生活することができてきた。

5ヶ月後

支援日に通院費を手渡したが、通院していないと病院から保健師に電話があった。交際のあった女性に会いにJRで出かけていた。その際、2万円近く使ってしまったので、通院費分として、地元社会福祉協議会の独自の貸付事業である福祉金庫貸付金1万円を借りた。

このことについては本人も反省をしており、少しづつ貯金して返したいと話していた。

## ●サービス利用の効果・今後の展開

本人は20代で統合失調症を発症し、これまで入退院を繰り返すも、兄夫婦の支援を得て、地域で生活することができていました。そのため、自分で生活費をやり繰りしながら生活するというイメージがつかめず、計画的な金銭管理ができないまま、生活費をすぐに使ってしまったり、以前より交際のある女性からのお金の要求を断り切れずに貸してしまうため、公共料金の滞納や地元商店への付け買いがみられました。

しかし、1週間の生活費の使い方について、生活支援員に相談・助言を受けることで、本人は計画的に金銭を使う重要性を自覚ってきており、本事業の支援に対しても信頼を寄せるようになりました。また、生活費も計画の範囲内で使うことができつつあります。

しかし、自分の生活が辛くなることを承知のうえ、寂しさから女性に会いに行ったり、要求があればお金渡してしまう状況から、今後は、友人を増やすため、当事者同士の交流活動や地域社会活動の情報を提供し、参加を勧めていく必要があります。

今後も、関係者と協力しながら、本人らしい地域での暮らしが実現できるよう支援を継続していきます。

## エコマップ

